



水産庁漁業取締船白嶺丸

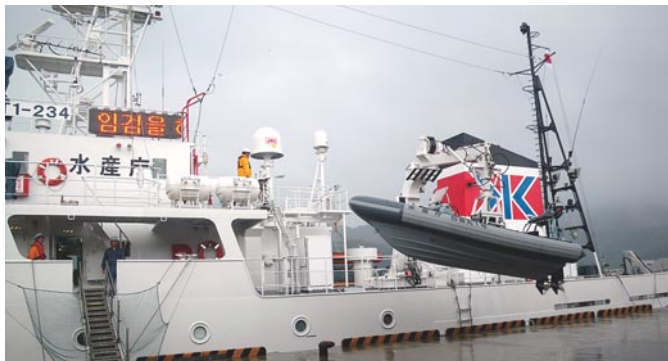
CONTENTS

境港漁業調整事務所に漁業取締船「白嶺丸」を配置	2
	境港漁業調整事務所
IWC中間会合結果	3
	資源管理部遠洋課
インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 第13回年次会合の結果について	5
	資源管理部国際課
湖沼の漁場改善技術ガイドラインについて	5
	漁港漁場整備部計画課
回遊魚	7
	漁政部水産経営課長 平岩 裕規
平成21年4月分のプレスリリース	8

境港漁業調整事務所に漁業取締船「白嶺丸」を配置

境港漁業調整事務所

水産庁本庁所属の水産庁漁業取締船白嶺丸（499トン）は、山陰海域で違反操業を行う外国漁船の取締りを強化するため、平成21年4月1日から境港漁業調整事務所の所属となりました。



水産庁には、地方支分部局として全国に6カ所の漁業調整事務所が配置されており、水産庁の所掌事務のうち、漁業に関する指導、漁業の取締り、その他漁業調整に関すること及び水産資源の保護、培養に関する事務を所掌しており、この度白嶺丸を配置した境港漁業調整事務所は、石川県から島根県沖合をその管轄水域としております。

この海域における外国漁船は、韓国いか釣り漁船、韓国はえ縄漁船、中国いか釣り漁船が我が国の許可を得て操業していますが、一方で、無許可で違反操業を繰り返す韓国漁船の取締りが大きな課題となっています。

平成11年に発効した新日韓漁業協定は、協定締結に際して、両国の排他的経済水域の境界が一部画定できなかったことから、両国で資源管理を行い、漁船の指導、取締りは旗国が行うこととした暫定水域を山陰沖合海域に設けましたが、協定締結当初から、韓国漁船が無秩序な操業を続けた結果、暫定水域内の水産資源は急激に悪化してしまいました。

昨年、日韓漁業協定締結後10年を経過しましたが、水産庁漁業取締船が暫定水域内においては韓国漁船の指導・取締りができないことを悪用し、韓国漁船は暫定水域を隠れ蓑として比較的資源が豊かな我が国水域での密漁を繰り返しており、その違反内容も巧妙・悪質化が進んでいます。

例えば、暫定水域で操業している韓国漁船の中に、異様にレーダーストが高く改造した漁船が見かけられますが、これは我が国水域で密漁する場合、暫定水域内からレーダーで我が国の漁業取締船の動向を監視する目的と、取締船をいち早く察知し、逃走するために高くしています。また、通常、海底に漁具の敷設する場合は、その場所が分かるように海面にボンデン（浮標）を浮かべておきますが、ボンデンを付けずに漁具を敷設し、肉眼では漁具の位置が判らないようにしてGPSで漁具位置を記憶し、後日、錨に似た器具（サデ）を曳いて回収するサデ曳きなどで密漁しています。

こうした密漁に対抗するため漁業取締船は、我が国水域で不審な行動を行った韓国漁船を発見した場合は取締船がその位置をGPSで記憶し、漁船名、登録番号を確認し、写真撮影を行った後にサデ曳きを行い、密漁漁具を発見した場合は裁判所に押収令状を請求し、回収しています。これは、密漁者にインセンティブを与えず、残置漁具によるゴーストフィッシングを防止する目的で実施していますが、密漁は依然としてなくなり、地元6府県及び漁業者から、取締り強化の強い要望がなされてました。

水産庁は、押収した密漁漁具の量や、漁業者が毎年行っている海底清掃の際に引き揚げられる韓国製漁具が一向に減少しないこと、我が国からの度重なる要請にもかかわらず、韓国漁船に対する韓国政府の指導及び取締りが徹底されていないことなど、あらゆる角度から状況を分析し、また、水産庁本庁を含む各漁業調整事務所管轄水域における外国漁船取締りの現状を精査した上で、中長期的な視点から山陰を含む日本海中西部海域においては、組織的、計画的かつ機動的な取締りを強化すべきであり、そのためには、この海域に指揮船1隻を配置し、取締体制の更なる強化を図るとの結論に至り、東京を定係港としている漁業取締船1隻を境港漁業調整事務所の所属船とすることを決定しました。

白嶺丸は、我が国の沿岸・沖合海域の漁業取締りを目的として、平成5年に建造され、総トン数499トン、航続距離約5,000海里の能力を有し、これまでも、この海域の取締りに数多く従事し、漁場、漁船、海流等は勿論のこと、韓国漁船の動向等も熟知した経験豊かな船であり、これまでに韓国漁船11隻、中国漁船8隻、台湾漁船1隻の合計20隻を、単独で拿捕しており、さらには、他の漁業取締船と協力して11隻の外国漁船を拿捕した実績があり、最も適した漁業取締船であるとして選考されました。

3月27日東京港朝潮棧橋で回航式が行われ、山田水産庁長官から、地域に喜ばれる取締りが行われるよう期待している旨の激励を受け、回航してきました。そして、4月14日、平成21年度第1次航海の出航に合わせて、着任式典と出航式が執り行われました。



平井鳥取県知事の祝辞



中村境港市長の祝辞

着任式典には本庁から山下水産庁次長が出席し、来賓には平井鳥取県知事、中村境港市長をはじめとして第8管区海上保安本部などの関係機関の他、漁業協同組合JFしまねの岸代表理事組合長など漁業関係者のご臨席を賜り、歓迎と期待を込めたご祝辞をいただきました。

境港漁業調整事務所としては、白嶺丸を漁業取締船の旗艦として事務所所属の4隻の漁業取締船を指揮し、計画的かつ機動的な漁業取締りを行い、韓国漁船による密漁等、外国漁船の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進を図るとともに、日本海中西部の我が国漁場と水産資源の維持、管理に努める所存です。

IWC中間会合結果

資源管理部遠洋課

はじめに

国際捕鯨委員会（IWC）は、「鯨族の適当な保存を図って、捕鯨産業の秩序ある発展」を実現することを目的に締結された国際捕鯨取締条約（ICRW）に加盟する国々によって、毎年1回開催される鯨類資源管理のための国際会議です。しかしながら、現在のIWCにおいては、鯨類の持続的利用支持国と反捕鯨国の意見が両極化しており、双方の対立によって効果的な意思決定がなされない状況が続いています。

これまで、我が国は、2006年の第58回IWC年次会合（セントキッツ）で採択されたセントキッツ・ネービス宣言に基づき、IWCの機能改善を途として、東京で正常化会合を開催するなど、IWC正常化プロセスに積極的に貢献してきました。

しかしながら、2007年の第59回年次会合（アンカレッジ）においても、反捕鯨国側は鯨の保護を訴えて譲らず、根本問題の解決は進展しませんでした。この結果を受け、IWCの崩壊を恐れたホガースIWC議長は、IWC副議長国であり、IWCの正常化プロセスに貢献していた我が国に対して協力を要請しつつ、同議長のイニシアティブの下、再びIWCの正常化が動き出したところでもあります。

具体的には、IWCの将来に関する中間会合（2008年3月、ヒースロー）の開催が提案され、IWCの将来というプロジェクトの下、コンセンサスでこれが合意されました。2008年の第60回年次会合（サンチャゴ）において、更に本プロジェクトを推進することとして、外部専門家としてデ・ソト氏を議長とするIWCの将来に関する小作業グループの設置及び検討項目の選定が行われ、同小作業グループにおいて、次回年次会合で加盟国が合意できるパッケージ案の検討を開始しました。

同小作業グループでは、昨年9月から議論が行われてきたところですが、デ・ソト議長は、同グループの議論を受け、5年間の暫定期間であることを前提に、各国の関心事項（沿岸小型捕鯨、調査捕鯨等）について議長見解として報告書をまとめ、IWC事務局が本年2月2日に公表しまし

た。本報告書は、未だ各国が合意に至ったものではなく、我が国がこれまでに主張してきた沿岸小型捕鯨の実施が認められている一方で、調査捕鯨については厳しい案も含まれており、議論の先行きは必ずしも楽観視できるものではありませんでした。我が国は、こうした背景の下、本年3月9日から11日にかけて、ローマ（イタリア）において開催されたIWCの将来に関する中間会合に臨んだ次第です。

議長はホガースIWC議長（米国）が務め、小作業グループ議長である外部専門家のデ・ソト氏も同席しました。我が国からは、中前明IWC日本政府代表を筆頭として、山下水産庁次長、森下丈二同資源管理部参事官、青木豊外務省経済局漁業室長他の政府関係者が代表団として出席しました。なお、参加国は、我が国を含め47カ国となりました。

主な結果概要

1. 議長報告書に対する各国の反応

(1) 一般的評価

多くの参加国より、議長報告書は自国の立場を反映したものではないとしつつ、議論の叩き台として、その方向性を支持する旨の意見が出されました。これに対し、我が国より、5年間という暫定的な期間において検討するものとしては適当な案であると述べました。

(2) 調査捕鯨

豪州、ブラジル、NZ、英、米より、調査捕鯨は不要、したがって停止されるべきであり、IWCとして調査捕鯨終了に向けた明確なコミットメントが必要である旨の意見が出されました。これに対し我が国、ギニア、カンボジアより、調査捕鯨のフェーズアウトは、国際捕鯨取締条約の精神及び規定に反し、科学調査の意味を失する削減は受け入れられない旨述べました。

(3) 日本の沿岸小型捕鯨

豪州、NZ、メキシコ、英、米より、沿岸小型捕鯨の持続性や管理手法について疑問が呈されました。これに対し、韓国、アイスランド及びカンボジアより、日本の沿岸小型捕鯨を支持する旨述べました。我が国より、本件は原住民生存捕鯨と同様の性格のものであり、科学的データ及び管

理体制の下認められるべき旨述べました。

(4) 南大西洋サンクチュアリー

ブラジル、コスタリカ、NZより、同サンクチュアリーを支持する旨意見が出されました。

2. 小作業グループにおける将来の作業

ホガースIWC議長より、小作業グループに対し、中間会合での各国の発言を考慮し、具体的な附表修正提案や長期的な検討項目の取り扱い含め、その作業を完成するよう要請し、5月18日（年次会合の5週間前）までに最終報告書を委員会に対し提出することとなりました。なお、小作業グループに、本作業に関し、科学委員会に対して助言を求める権限が付与されることになりました。

3. 南極海鯨類捕獲調査に関する妨害活動

我が国より、本年発生した妨害事件について、過去に採択された決議及び非難声明を踏まえつつ、IWCとしてシーシェパードの妨害活動を受け入れがたいものとして非難す

るとともに、我が国がこれまでに行った措置を説明し、引き続き関係国への国際的な協力を求めました。これに対し、多くの参加国より、シーシェパードの妨害行為を非難する発言が行われ、引き続き関係国が協力していくことが必要であると確認されました。なお、寄港国の豪州は、捜査を行っていること、旗国のオランダは、法的な措置を含む適切な対応の検討を行っている旨発言がありました。

4. その他

NGOより、現行の正常化プロセスに対するそれぞれの見解が述べられました。特に、全日本海員組合より、シーシェパードの妨害行為は乗組員の生命を危険に陥れる許し難い行為であり、旗国、寄港国に対し、再発防止のための措置を取るよう要請がありました。

今後の予定

今年のIWC年次会合は、6月22日から26日にかけてマデイラ島（ポルトガル）にて開催されます。

IWCの将来に関する議長ペーパー概要（2009年2月2日、IWC事務局で公表）

I. 直ちに対応が必要な項目

1. 沿岸捕鯨

- (1) 日本の沿岸におけるオホーツク海系群（O-stock）のミンククジラに対する interim quota（暫定枠）を5年間実施。
- (2) 主な操業条件：5隻を超えない隻数、日帰り操業、地域消費

2. 調査捕鯨

(1) 問題点

幾つかの加盟国は、科学許可の下で実施される捕鯨活動に反対。しかしながら、IWCの機能改善への方策に向けコンセンサスを達成することを試みる精神において、科学許可の下で捕獲される鯨の捕獲頭数の著しい（significant）削減を提案。この提案は、科学許可の下で実施される捕鯨活動に反対している加盟国がそれを認めたことを意味するように解釈されない。むしろ、IWCの将来に関する交渉を継続している間、捕獲頭数が削減されるプロセスにおいてのステップとして見られる。

(2) オプション案

(イ) オプション1

5年間で南極海での調査捕鯨をフェーズアウトする。毎年20%削減し、5年後に捕獲頭数をゼロにする。
南極海においてザトウクジラとナガスクジラを捕獲しない。

(ロ) オプション2

5年間、南極海で捕獲される鯨類の頭数は、年間、X頭クロミンククジラ、Y頭ナガスクジラとする。
北西太平洋で捕獲される鯨類の頭数は、WW頭O-stockのミンククジラ、XX頭イワシクジラ、YY頭ニタリクジラ、ZZ頭マッコウクジラ。

3. サンクチュアリー

南大西洋サンクチュアリーは、5年間の暫定期間において設定される。このサンクチュアリーの境界線については、沿岸国の関心が考慮される。5年後、このサンクチュアリーの更新については、投票で4分の3の賛成が求められる。

4. ホエール・ウォッチング／非致死利用

IWCは、適当な組織（appropriate bodies）を通じ、非致死利用の科学的及び保存管理の側面について取り扱う。

II. 5カ年間の暫定期間中に対応する項目

1. 商業捕鯨モラトリアム

5年間の暫定期間、各締約国の立場に不利益を与えることなく、モラトリアムはそのまま有効とする。

2. その他の項目

動物福祉、混獲、遵守とモニタリング、条約の目的、異議申し立てと留保、小型鯨類について、5カ年間の暫定期間中に対応する。

インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 第13回年次会合の結果について

資源管理部国際課

2009年3月30日から4月3日まで、インドネシアのバリにおいて開催されましたインド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 第13回年次会合の結果についてお知らせいたします。

IOTCは、国連食糧農業機関 (FAO) 憲章第14条に基づき1996年に設立された、インド洋のマグロ類の保存管理を行う地域漁業管理機関 (RFMO) です。現在の加盟国は、我が国、EC、韓国、中国、豪州、インド、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、ケニア、ベリーズ、セイシェル (事務局設置国) 等合計27カ国とECです。

今回の年次会合には、19加盟国・地域が参加し、我が国からは、太田資源管理部国際課漁業交渉官 (政府代表) のほか、国際課及び遠洋課、遠洋水産研究所、外務省、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会及び海外まき網漁業協会から関係者が出席しました。

IOTCは5つのマグロ類RFMOの中で最も保存管理措置の導入が遅れている機関です。主要対象種であるメバチ・キハダに対してはキャパシティ (漁船の総トン数) 制限及び漁獲量制限はあるものの、前者については加盟国の多くを占める途上国は計画を提出すれば増加可能となっており、また後者については、多くの国が漁獲データの提出義務さえ実行していない状況にあって実効性が疑わしい状況にあります。このような中、従来から我が国は、インド洋のマグロ類資源の持続的な利用を確保するため、メバチ・キハダ等の資源の適切な保存管理措置を導入するよう加盟国に訴えてきたところでした。

今回合の主要な結果は次のとおりです。

1. IOTCの機能の強化

2009年1月に外部評価 (パフォーマンスレビュー) 委員会によりとりまとめられた勧告に基づき、今後IOTCの機能強化を検討していくことが合意されました。これは、2007年に神戸で開催された第1回マグロ類RFMO合同会議で合意された行動計画に基づき実施されたもので、具体的には、現在の法的枠組みの見直し、保存管理措置の強化、遵守の強化、意志決定方式及び紛争解決方法の見直し、国際協力の強化、財政制度の見直し

について、今後取り組んでいこうというものです。

2. 漁船数規制

現在、各国は、熱帯マグロ類 (メバチ、キハダ) の実操業隻数については2006年レベルで制限し、メカジキ及びビンナガ対象の操業船については2007年レベルで制限することになっておりますが、途上国は漁船建造計画を提出すれば無制限に増隻が可能となっていることが問題となっていました。今次会合においては、これを改善するため、途上国の漁船建造計画の提出期限を本年末と定め、その実施状況を検討しながら漁船数制限を更に検討するという措置が採択されました。

3. オブザーバー制度

IOTCでは、漁獲等のデータが不十分であり資源評価の不確実性が大きいことから、資源評価に資するデータ収集強化のため、2010年7月より、24m以上又はEEZ外で操業する24m以下の漁船の最低5%にオブザーバーを乗船させること (ただし、24m以下の漁船は2013年までに徐々に実施) が決定されるとともに、我が国の提案により、まき網漁船に乗船しているオブザーバーは魚種別構成の把握が困難であることから、メバチ混獲量の把握のため、オブザーバーが港湾における水揚げのサンプリング調査を併せて実施すること、インド洋における漁獲の半分以上は沿岸零細漁業による漁獲であることから、沿岸国のEEZ内で操業する漁船についても水揚げのサンプリング調査を実施すること (調査の割合は5%に向けて段階的に増加) が決定されました。

4. IUU船リストの対象船の拡大

IUU (違法・無規制・無報告) 漁業を行う船舶をリスト化する現行の規定につき、対象船を非加盟国船に限定していたものを加盟国船も含める修正が採択されました。

5. 海亀混獲対策措置

海亀の混獲情報の報告等について、WCPFCと同様の措置が採択されました。

6. メバチ、キハダ、メカジキのTAC及び国別割当の設定についてECから提案があり、我が国もこれを強く支持しましたが、国別割当の配分方法について意見が分かれ合意に至りませんでした。

7. 次回年次会合は、韓国で2010年3月に開催されることとなりました。

湖沼の漁場改善技術ガイドラインについて

漁港漁場整備部計画課

水産庁では、湖沼の貝類の生息環境を改善するための底質改善や、魚類の産卵に適した湖岸生態系の回復等、水産資源の生態に適合した漁場改善技術を確立することを目的に平成18~20年度にかけて「湖沼の漁場改善技術開発事業」を実

施しましたが、その成果を集約し「湖沼の漁場改善技術ガイドライン」としてとりまとめ、平成21年3月に公表しました。本稿では、本ガイドラインの概要についてご説明します。

本ガイドラインは、「Ⅰ．本ガイドラインについて」、「Ⅱ．湖沼の特性と湖沼漁場の現状」、「Ⅲ．湖沼の漁場改善技術ガイドライン」の3つの章から構成されています。

Ⅰ 本ガイドラインについて

1. 趣旨

我が国の湖沼漁業は、生息環境の悪化に伴う水産資源の減少により漁獲量や漁業者が減少し、厳しい状況にあります。一方、人間生活の影響を強く受けやすい湖沼の漁場改善を図ることは、湖沼漁業を活性化するだけでなく、地域に固有な歴史や文化の継承、自然景観の保全やレクリエーション活動の場の提供などへの波及効果もあります。しかしながら、湖沼は様々な地域特性を有するため、漁場の悪化要因は複数であることが多く、また、湖沼の漁場改善に向けた取組についても、地域によって個別に実施されてきたこともあり、技術の体系的な整理や効果の検証に関する知見の集約が進んでいませんでした。

本ガイドラインは、湖沼の特性や湖沼漁場の現状を整理し、既存の知見や技術開発による成果を踏まえて、課題に応じた適切な技術や技術導入における留意点についてとりまとめしており、本ガイドラインを活用した「湖沼の漁場改善」に向けた取組を全国的に普及させていくことを目的としています。

2. 適用範囲

(1) 対象とする湖沼

本ガイドラインは、湖沼の漁場改善の取組を全国的に推進することで、我が国の湖沼漁業の再生を図ることを目的として作成しました。このため、漁場環境の悪化が進んだ全国の湖沼全てを対象とします。

(2) 対象とする改善技術

漁場環境の悪化した湖沼の漁業の再生を図るには、漁場環境の改善に向けた課題について湖沼漁業関係者だけでなく、地域住民等湖沼周辺域に生活する全ての人々が一緒になって検討していく必要があります。

本ガイドラインの取りまとめに当たっては、湖沼漁業の回復を図るべく、主要な漁獲対象種であるシジミ、ワカサギ、コイ・フナ等の漁場環境に着目し、その水質、底質、資源涵養力等の改善を図る取組について検討してきました。その成果として、湖沼漁業関係者が率先して取り組むことの可能な、湖底耕うん、種苗放流、水草の除去等底質の改善に資するような漁場改善技術、湖岸植生の涵養に資するような漁場改善技術等を中心に取りまとめています。

Ⅱ 湖沼の特性と湖沼漁場の現状

1. 湖沼の特性

本ガイドラインでは、湖沼を、「地殻に生じた断層、陥没、火山噴出物や崩壊土砂などによる河川の堰き止め、河道の移動、海岸線の変更、休止火山の火口跡など、種々の自然的な営力によって作られた窪地に水がたまったものであり、しかも、周囲を陸地で囲まれか

湖沼の漁場改善技術ガイドライン



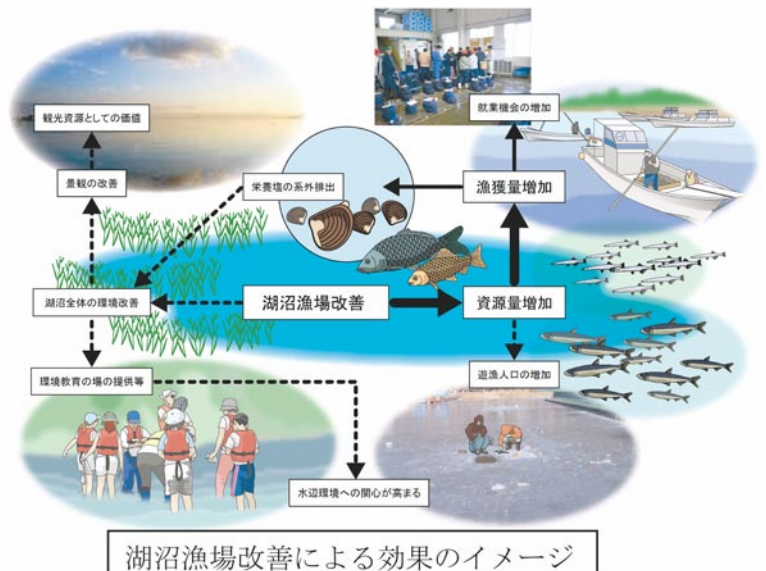
平成 21 年 3 月

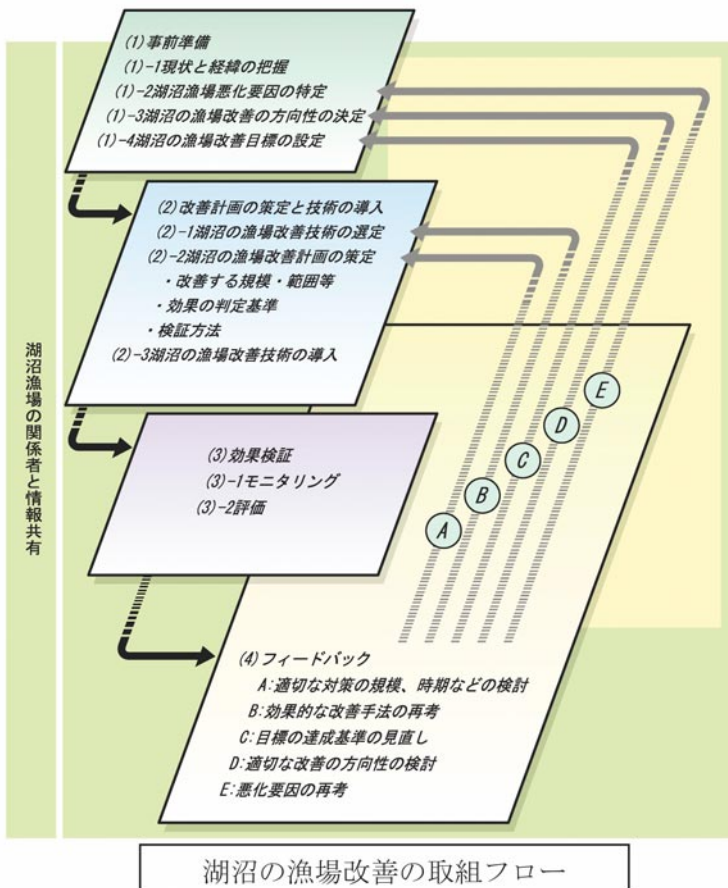
水産庁

なりの広さを持った静止水域」と定義し、全国の湖沼を地形的な成因、生物生産や環境要因の観点により分類を行いました。また、湖沼環境の特徴として、人間活動に伴い水質の汚濁が生じやすく、かつ、一旦、水質汚濁が進行してしまうと元の状態に戻るためには多くの時間を要するものであることを示しました。

2. 湖沼漁業の現状

湖沼における主な対象魚種とその漁法、湖沼漁業の漁獲量（全国及び主要湖沼）の推移、湖沼漁業の漁獲量の減少要因について、統計データ等を使用し、具体的に解説しました。また、湖沼漁場の悪化要因として、「アオコ」、「貧酸素水」、「底質悪化（ヘドロ）」、「水草の異常繁茂」、「湖岸植生の減少」について悪化状況等の事例を紹介しつつ解説しました。





Ⅲ. 湖沼の漁場改善技術ガイドライン

1. 湖沼の漁場改善と改善技術

湖沼の漁場改善に当たって中心となる考え方である「順応的管理」(①計画、②漁場改善の実施、③効果のモニタリング、④改善効果の評価、⑤フィードバックを繰り返しの確な対策につなげていくという考え方)について解説するとともに、この考え方の下実施される漁場改善技術の導入までの手順や取組実施後の効果検証方法等を段階的に一連のフローに示し、それぞれの段階における取組の内容や留意点について、事例を交えて解説しました。

2. 湖沼の漁場改善技術を用いた取組事例

湖沼の漁場改善技術の取組フローに則ってモデル的に実際の漁場(小川原湖(青森県)、琵琶湖(滋賀県)、穴道湖(島根県))で実施された湖沼漁場改善技術を用いた取組事例をDVD動画とともに示しました。

詳細については、水産庁漁港漁場整備部のホームページ(<http://www.jfa.maff.go.jp/gyokogyojo/index.htm>)にて公表しておりますのでご参照下さい。

回遊魚

漁業緊急保証対策について

我が国の漁業経営は、燃油価格が落ち着いてきているとはいえ、資材価格や魚価の問題、さらには、以前からの資源状況、最近の経済状況等の影響を受けて、なお厳しい環境に置かれています。

こうした状況の下、冬場ぐらいから特に、漁業者の方々やその団体から「金融機関から融資を受けにくくなって困っているので、中小企業対策でとられているような、思い切った緊急保証対策を措置してもらいたい」という要望が強くなりました。

そこで、この度の補正予算に、中小企業対策並みの内容で、漁業版の緊急保証対策を盛り込むこととし、その旨いくつかの機会に御紹介しましたが、幸いにも漁業者団体の方々には概ね好評をいただき、既に相当の関心を持っていただいているようです。

この度の緊急保証対策は、今までのものとは内容がかなり異なっており、一時に相当数の申込が集中することも予想されることから、要綱・要領はまだ完成していませんが、今の段階から、基金協会や信漁連の方々に集まっていただいて事前説明会を開催し、内容を周知したり、審査体制の整備等をお願いしているところです。

というのも、せつかくの対策ですので、できるだけ多くの漁業者の方々に利用していただきたいと思いますが、緊急措置とはいえ、融資・保証措置である以上は、引き続きの確な審査が必要であることも理解していただくと必要があるからです。

こうしたことも含め、金融・保証関係機関や漁協系統組織とも連携して今から怠りなく準備を進め、補正予算が成立したら漁業者の方々がすぐに対策を利用でき、手続がスムーズで使い勝手が良いと評価していただけるようにしていきたいと思っています。



漁政部水産経営課長

平岩 裕規

発表年月日	発表事項名	担当課
H21.4.3	東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）第41回理事会の開催について	国際課
H21.4.3	インド洋まぐろ類委員会(IOTC)第13回年次会合の結果について	国際課
H21.4.5	北朝鮮による飛翔体発射に伴う漁船の安否確認について	管理課
H21.4.6	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H21.4.6	第12回日韓漁業共同委員会第1回課長級協議の開催について	国際課
H21.4.8	平成21年度第1回日本海海況予報	漁場資源課
H21.4.13	第22次南極海鯨類捕獲調査船団（平成20年度）の入港について	遠洋課
H21.4.13	第12回日韓漁業共同委員会第1回課長級協議の結果について	国際課
H21.4.14	東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）第41回理事会の結果について	国際課
H21.4.15	21年漁期TAC（漁獲可能量）設定に関する意見交換会（まさば及びごまさば、並びにすわいがに）の開催について	管理課
H21.4.15	近藤副大臣の長崎県平戸市への出張について	沿岸沖合課
H21.4.16	水産政策審議会委員を募集します	漁政課
H21.4.16	平成21年度第1回サンゴ増養殖技術検討委員会の開催について	整備課
H21.4.21	2009年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPNⅡ)三陸沖鯨類捕獲調査の開始について	遠洋課
H21.4.24	日ロさけ・ます漁業交渉の結果について	国際課
H21.4.28	平成21年度第1回日本海スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
H21.4.30	平成21年度第1回瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報	漁場資源課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111（内線6505）
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>